

令和3年（ネ）第151号 損害賠償請求控訴事件

（原審：福島地方裁判所いわき支部平成25年（ワ）第252号、平成26年（ワ）第101号、平成27年（ワ）第34号、平成29年（ワ）第85号、令和元年（ワ）第274号）

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 菅野 清一 外

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

控訴審準備書面（12）

（最高裁判決を踏まえた補充主張）

令和5年1月20日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 訴訟代理人

弁護士	田 中	清
同	金 山	伸 宏
同	中 嶋	乃 扶 子
同	小 谷	健 太 郎
同	川 見	唯 史
同	三 森	健 司
同訴訟復代理人 弁護士	岡 野	真 之
同	堀 尾	拓 未
同	金 川	素 大
		外



















第1 はじめに

一審被告は、一審被告準備書面（214）、同（296）及び同（379）において、一審原告らが本件訴訟で主張しているような本件原発への浸水があり得ることを前提とする各種対策を講ずることを内容とする結果回避義務が生じていたとはいえ、また、仮にそのような対策を講じていたとしても、本件津波の規模等に照らせば結果回避可能性はなかったものであることから、一審被告に慰謝料増額を基礎付けるような故意又は重過失が認められる余地がないと主張した。

そのような中で、令和4年6月17日、最高裁判所は、本件訴訟と同種の集団訴訟の控訴審判決である仙台高判令和2年9月30日、東京高判令和3年1月21日、東京高判令和3年2月19日、高松高判令和3年9月29日の4事件について、いずれも相被告国の国家賠償法1条1項に基づく損害賠償義務を否定する判決を言い渡した。

これらの最高裁判決（以下では、統一的判断が示された4つの判決を総称して「令和4年6月17日付け最高裁判決」又は「本最高裁判決」という。）は、一審被告による本件事故の結果回避可能性がなかったことを明らかにしたものであり（乙A114）、一審被告の上記主張の正当性を裏付ける内容であることから、本準備書面において援用して、主張を補充する。

第2 慰謝料の増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はないこと

1 令和4年6月17日付け最高裁判決について

本最高裁判決の内容は以下のとおりである。

- ・本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。

- ・したがって、経済産業大臣が、本件長期評価（※一審被告訴訟代理人注：平成14年7月に地震本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（乙A85）を指す。）を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けていた場合には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。
- ・そして、本件試算（※一審被告訴訟代理人注：一審被告が本件長期評価に基づいて本件発電所に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社に委託し、平成20年4月頃にその結果の報告を受けた「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託 第2回 打合せ資料 資料2 福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討Rev. 1」（甲A340）を指す。本件訴訟においては、「2008年津波試算」と呼称している。）は、本件長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の海溝寄りの領域に設定した上、平成14年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であったといえる。
- ・そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

- ・他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはいかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はいかがわれない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。
- ・ところが、本件長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュード9.1であり、本件地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件発電所に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入している（※一審被告訴訟代理人注：「2008年試算結果に基づく確認の結果について」（乙A95）を指す。）がその根拠であり、特に「図-7 計算①による浸水深」が根拠である。）。

- ・これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。
- ・以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。
- ・そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない。

2 本最高裁判決の評価

このように、本最高裁判決は、その判決文からも明らかなおり、一審被告による本件事故の結果回避可能性がなかったことを明らかにしたものである。本最高裁判決は国を直接の名宛人とするものではあるが、国による当該規制を受ける立場にあった一審被告の対応によっても本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないと明確に判断している。すなわち、同判決の上記引用部分は、仮に国が規制権限を行使したとしても、一審被告が本件事故を回避することができなかった、言い換えれば、

一審被告において本件事故の結果回避可能性がなかったことを明らかにしている。それゆえ、一審被告に本件事故の発生に対する重過失があったとは評価し得ない。

したがって、本件訴訟においても、“一審被告が仮に長期評価の見解に基づく対応を実施していたとしても、本件事故又はそれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない”との法的評価がそのまま妥当することから、一審被告に故意に匹敵する重過失が存在した旨を主張して慰謝料の増額を求める一審原告らの主張はその前提を欠くものであって、失当である。

以 上